

# 「大分県国民健康保険運営協議会」の概要

## 1 設置の目的

県が処理することとされている国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、「大分県国民健康保険運営協議会」を設置する。

【根拠】国民健康保険法第11条第1項（平成30年4月1日施行）  
 ※ 平成28年～30年3月までは条例により設置

## 2 所掌事務（県が処理する国民健康保険事業の運営に関する事項の審議）

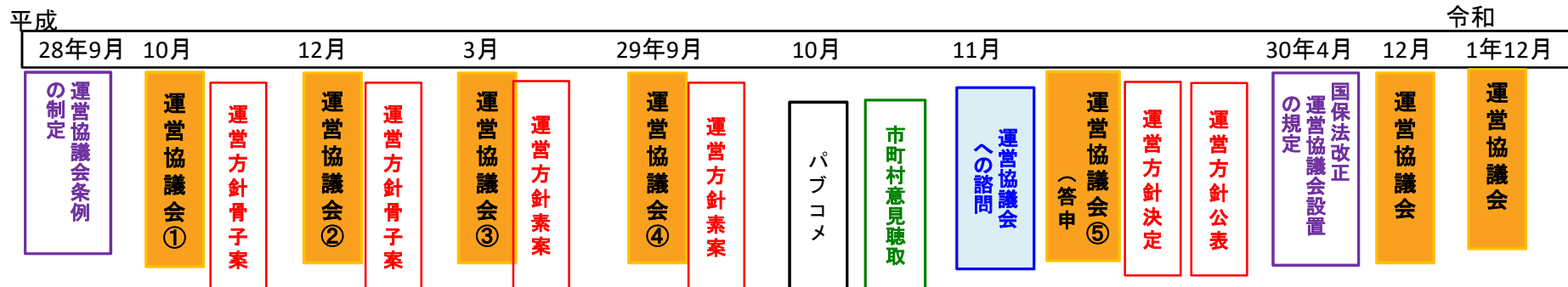
- 国民健康保険運営方針の作成に関すること
  - ・ 国保の医療に要する費用及び財政の見通し
  - ・ 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
  - ・ 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること
- その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項
- 国民健康保険運営方針に掲げる取組の進捗状況の点検

他

## 3 組織等

- 定数（国保法施行令及び国保条例で規定）
  - ①被保険者代表 3人
  - ②保険医又は保険薬剤師代表 3人
  - ③公益代表 3人
  - ④被用者保険等被保険者代表 2人以上3人以内

※①②③は同数で、④は当該数の半数以上当該数以内
- 任期（国保法施行令で規定）  
3年
- 会長（国保法施行令及び国保条例で規定）  
公益代表から選出
- 会議（国保条例で規定）
  - ①会長が招集し、会長が議長を務める
  - ②各区分1人以上、かつ、過半数の委員の出席がなければ議決できない
  - ③議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する



## 【参考】 大分県国民健康保険運営協議会に関する規定

### 【国民健康保険法】

- (国民健康保険事業の運営に関する協議会)
- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 省略
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### 【国民健康保険法施行令】

- (国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)
- 第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3～4 省略
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。
- (委員の任期)
- 第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長)
- 第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

### 【大分県国民健康保険条例】

- (名称)
- 第三条 法第十一条第一項に定める協議会の名称は、大分県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。
- (委員の定数)
- 第四条 施行令第三条第五項に規定する条例で定める委員の定数は、次の各号に定めるところによる。
- 一 被保険者を代表する委員 三人
  - 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
  - 三 公益を代表する委員 三人
  - 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人以上三人以内
- 2 委員は、知事が任命する。
- (会長)
- 第五条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。
- (会議)
- 第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (委任)
- 第七条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 【大分県国民健康保険運営協議会運営要領】

- (議事録)
- 第四条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録には、会長が指名する署名委員2名が署名するものとする。
- 3～4 省略